

- **他の疾患の対策との連携が必要な取組**については、**他の疾患の対策との連携**という項目を新たに設け、追記することとしてはどうか。

現状

- ・ 腫瘍循環器学の観点においては、がん対策推進基本計画に基づく対策と重複がある。(※)
- ・ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病の対策については、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に記載がある。



対応方針案

- ・ 今後の循環器病対策において上記のような他の疾患の対策との連携が重要な取組について、関係部署との連携がなされるよう、「5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項」に「**(2) 他の疾患の対策との連携**」を設け、以下のように記載することとしてはどうか。

循環器病は合併症・併発症も多く、病態は多岐にわたるため、他疾患の対策と重なる部分がある。そのような取組については、他の疾患の対策と連携体制を構築する事が望ましい。例えば、腫瘍循環器学の観点においては、「第4期がん対策推進基本計画」(令和○年○月閣議決定)と、小児期・若年期から配慮が必要な循環器病の対策については、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(令和3年2月閣議決定)を進める関係部署と、適時情報共有を行い、協力して進める。

(※) がんの治療をされている方が、治療中または治療後に心不全になったり、血栓塞栓症として肺血栓塞栓症や脳卒中を発症するといったことが非常に増えてきており、腫瘍循環器という学際領域が注目されている。

第2期循環器病対策推進基本計画(案) ②関係する諸計画との連携

- **医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制の構築**のため、都道府県循環器病対策計画の策定に当たって、調和を保つ必要がある計画として、都道府県地域福祉支援計画及び都道府県障害福祉計画を加えることとしてはどうか。

現状

- ・ 「2. 循環器病の特徴並びに循環器病対策に係るこれまでの取組及び課題」において、「医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めるとともに、これを深化させ、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めている。」と記載されている。
- ・ 「5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項（2）都道府県による計画の策定」において、「法第11条第3項において、都道府県計画は、医療計画、健康増進法第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画、都道府県介護保険事業支援計画、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の5第1項に規定する実施基準その他の法令の規定による計画等であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこととされている」と記載されている。

対応方針案

- ・ 地域で循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスがスムーズに提供されるよう、「5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項（3）都道府県による計画の策定」において、以下のように記載することとしてはどうか。

法第11条第3項において、都道府県計画は、医療計画、健康増進法第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画、都道府県介護保険事業支援計画、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の5第1項に規定する実施基準その他の法令の規定による計画等であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこととされており、**その他の法令の規定による計画としては、社会福祉サービスや障害福祉サービスとの連携の観点から、都道府県地域福祉支援計画や都道府県障害福祉計画等があげられる。**

- ・ また、医療現場から介護の現場までの一貫したリハビリテーションの提供等の取組を進めるよう、「4. 個別施策（4）リハビリテーション等の取組」において、以下のように記載することとしてはどうか。

急性期から回復期及び維持期・生活期まで、循環器病患者の状態に応じ、医療現場から介護の現場までの一貫したリハビリテーションの提供等の取組を進める。

<医療機関間連携・地域連携・医療資源の有効活用について>

「③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築」に、以下を追記することとしてはどうか。

急性期以降の転院先となる病院（回復期及び慢性期の病院等）の医療提供体制の強化や、訪問診療、訪問看護、訪問薬剤管理指導、訪問栄養指導、訪問リハビリテーションなどを含めた在宅医療の体制を強化するとともに、更に遠隔医療の体制を整備することで、急性期病院からの円滑な診療の流れを実現する。そのため、各病院の空床状況や収容能力、人的資源等の情報を、一元的に把握し、地域における医療資源を有効活用できる体制構築を目指す。

これらにより、感染症拡大や災害等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用できる仕組みづくりを推進する。なお、その際には、有事の対応を行う病院と通常診療を行う病院の役割分担が円滑に進むよう、医療機関間の連携を強化するとともに、地域の実情を踏まえ、必要に応じて行政や他の地域と協力体制を構築することも重要である。

<リハビリテーションについて>

「④リハビリテーション等の取組」に、以下を追記することとしてはどうか。

在宅で過ごす患者にも適切なリハビリテーションが提供されるような体制を整備することが必要である。

複数の合併症を有する患者や、気管切開等の重度障害を有する患者等にも適切なリハビリテーションが提供できるような体制の構築を推進する。

<回復期及び維持期の医療体制の機能強化の観点>

「③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築」に、以下を追記することとしてはどうか。

急性期以降の転院先となる病院（回復期及び慢性期の病院等）の医療提供体制の強化や、訪問診療、訪問看護、訪問薬剤管理指導、訪問栄養指導、訪問リハビリテーションなどを含めた在宅医療の体制を強化するとともに、更に遠隔医療の体制を整備することで、急性期病院からの円滑な診療の流れを実現する。（再掲）

「⑦社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援」に、以下を追記することとしてはどうか。

特に、循環器病患者が、急性期、回復期、慢性期のいずれにおいても、医療サービスと介護及び福祉サービスを切れ目なく受けることができるよう、医療介護連携体制の整備にも取り組む。

<デジタル技術・医療機器の有効活用の観点>

「③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築」に、以下を追記することとしてはどうか。

遠隔医療や情報の連携を進め、医療者の労務環境の改善や業務の効率化等へ繋げられるよう、デジタル技術の積極的な活用を推進する。

<アドバンス・ケア・プランニングの観点>

「⑥循環器病の緩和ケア」に、以下を追記することとしてはどうか。

アドバンス・ケア・プランニングによる個人の意思決定に基づく緩和ケアが提供される必要がある。

<新型コロナウイルス感染症について>

現状

- 第1期循環器病対策推進基本計画が策定された令和2年は新型コロナウイルス感染症の流行が始まった時期であり、「5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項 (4) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策」として記載されていた。



対応方針案

- 第2期循環器病対策推進基本計画においては、新型コロナウイルス感染症等の感染症のまん延時や災害時等の有事へ備えた対応について、第1期循環器病対策推進基本計画における記載事項も含めて、「2. 循環器病の特徴並びに循環器病対策に係るこれまでの取組及び課題」及び「3. 全体目標 (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」において、平時の対策と一体的に記載することとしてはどうか。
- その上で、現在の「5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項 (4) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策」については、削除することとしてはどうか。

循環器病対策推進基本計画における項目の整理

第1期基本計画

1. はじめに
2. 循環器病の特徴並びに循環器病対策に係るこれまでの取組及び課題

3. 全体目標

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- (3) 循環器病の研究推進

4. 個別施策

【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - ①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - ②救急搬送体制の整備
 - ③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - ④社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - ⑤リハビリテーション等の取組
 - ⑥循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - ⑦循環器病の緩和ケア
 - ⑧循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - ⑨治療と仕事の両立支援・就労支援
 - ⑩小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- (3) 循環器病の研究推進

5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 都道府県による計画の策定
- (3) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化
- (4) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策
- (5) 基本計画の評価・見直し

第1期を維持

第1期を維持

項目を
並び替え

一部項目新設

第2期基本計画（案）

1. はじめに
2. 循環器病の特徴並びに循環器病対策に係るこれまでの取組及び課題

3. 全体目標

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- (3) 循環器病の研究推進

4. 個別施策

【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - ①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - ②救急搬送体制の整備
 - ③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - ④リハビリテーション等の取組 **（並び替え）**
 - ⑤循環器病の後遺症を有する者に対する支援 **（並び替え）**
 - ⑥循環器病の緩和ケア **（並び替え）**
 - ⑦社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援 **（並び替え）**
 - ⑧治療と仕事の両立支援・就労支援 **（並び替え）**
 - ⑨小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策 **（並び替え）**
 - ⑩循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- (3) 循環器病の研究推進

5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 他の疾患等に係る対策との連携 **（新設）**
- (3) 感染症拡大や災害等の有事を見据えた対策 **（新設）**
- (4) 都道府県による計画の策定
- (5) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化
- (6) 基本計画の評価・見直し